

松江市総合戦略推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、松江市が策定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「松江市総合戦略」という。）の策定及び検証のための意見を聞くため、並びに松江市における地方創生の推進を図るために、「松江市総合戦略推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 推進会議は、松江市総合戦略の策定及び検証にあたり、広く有識者その他産官学医金労言地の意見を聞き、あわせて松江市における地方創生の推進を図るため、松江市長が必要と認めた者により構成する。

(会議の開催)

第3条 推進会議は必要の都度開催する

(2) 推進会議委員は、松江市総合戦略の策定及び検証、その他松江市における地方創生の推進に関する事項について意見を述べる。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

(2) 会長は委員の中から市長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

(2) 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 前2項の規定にかかわらず、この要綱に基づく最初の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、政策部政策企画課に置く。

(その他)

第7条 上記のほか、推進会議について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月6日から施行する。